

瓦葺中学校だより

教育目標

あかるく心豊かな生徒
たくましく進んで汗を流す生徒
まじめに学習に取り組む生徒

靴下-かけがえのない学校生活を「価値ある学校生活へ」

第10号 令和6年2月1日
上尾市立瓦葺中学校 校長 加藤 俊一
〒362-0022 上尾市瓦葺 163
TEL048-722-2101 FAX048-721-9809
<https://www.city.ageo.lg.jp/site/kawarabuki-juniorhighschool/>



大願成就

校長 加藤 俊一

1月20日に宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、小型探査機「SLIM」が世界5か国目となる月面着陸を発表しました。「SLIM」は、「月の狙った場所へのピンポイント着陸」、「着陸に必要な装置の軽量化」、「月の起源を探る」といった目的を小型探査機で月面にて実証する探査計画です。打ち上げられたのは、令和5年9月7日でしたので、約4か月を経て、無事に月へ着陸しました。近年、日本の宇宙開発は、ロケットの事故や探査機の故障など失敗が続いていたので、今回のミッションは信頼回復に向けて非常に注目をされていました。開発に携わった人々は、着陸のデータが届いた瞬間に、まさに「大願成就」の思いであったはずで、「大願成就」の意味は、「大きな望みがかなうこと」です。

人は、いつしか「宇宙へ行ってみたい」「月へ行ってみたい」と想像し、その夢の実現のために、研究や技術開発を進めて挑戦してきました。世界で初めて宇宙飛行をした人物は、1961年4月12日、旧ソビエト連邦のユーリ・ガガーリンで、『地球は青かった』という言葉は有名であり、今から60年以上も前の話です。その後、1966年2月3日に旧ソビエト連邦のルナ9号が世界初の無人月面着陸に成功し、1969年7月20日アメリカのアポロ11号が人類初の月面着陸に成功しています。船長のニール・アームストロングが、『これはひとりの人間にとっては小さな一歩にすぎないが、人類にとっては偉大な飛躍である』という言葉を残しています。数々の失敗とともに大きな犠牲もありましたが、不可能とされていた人類の月面着陸は、「人の可能性・想像力の実現」を証明した歴史的な出来事になりました。

生徒の皆さんには、以前にも話をしましたが、人は想像を実現する力を持っています。無謀で不可能であると思われることも、あきらめずに地道に努力することで、人は夢をかなえてきたのです。

今回の石川県能登半島地震では、数千年に一度といわれるほど、地形が変化し、海底が4mも隆起したところがあり、自然の力の恐ろしさを改めて感じました。多くの方が犠牲となり、生活が奪われ、先の見えない不安な毎日を過ごされているという報道がされています。こうした自然の力に逆らうことはできないかもしれませんが、今回の月探査機の着陸のように、挑戦を繰り返して「月の起源」の研究を通じて、「星の成り立ち」や「地球の地殻変動」の解明につなげて、「地震のメカニズム」についても、さらに研究が進み、地震への対応を可能にしていくのだと思います。震災からの復興には多くの時間と労力が必要となりますが、支援を続け、一つ一つ乗り越えて一日も早く能登半島の生活が元に戻れますよう願っております。

3年生は進路実現へのラストスパートの時期になりました。まずは体調管理をしっかりとして、当日万全な状態で試験に臨みましょう。そして、時間に余裕をもって行動し、前日までに準備を怠らないようにしましょう。どんな問題が出てても最後まであきらめず、何度も見直しをして「大願成就」につなげてください。応援しています。

上尾市立瓦葺中学校【学校教育目標】<目指す生徒像>

- 一 「あかるく心豊かな生徒」
- 一 「たくましく進んで汗を流す生徒」
- 一 「まじめに学習に取り組む生徒」

令和5年度学校キーワード～感動・充実があふれる学校～

かけがえのない学校生活「価値ある学校生活」へ

あいさつ
時間
身だしなみ
言葉遣い
姿勢

2月・3月の行事予定(2月完全下校時刻 17:30)

日付		2月の行事	部活	日付		3月の行事	部活
1	木	3年三者面談	○	1	金	県公立高等学校入学候補者発表 学年末テスト2日目(1、2年)	×
2	金	第2回瓦葺中学校区生徒指導連絡協議会	○	2	土		○
3	土		○	3	日		○
4	日		○	4	月	県公立高等学校追検査	×
5	月		×	5	火	③④①②⑤⑥ 3h卒業前講演会(3年)	○
6	火		○	6	水	②③④⑤⑥ 三年生を送る会準備 追検査入学候補者発表	○
7	水	1年スキー体験教室(菅平方面)	○	7	木	①③⑤⑥ 5、6h三年生を送る会	○
8	木	1年スキー体験教室(菅平方面)	○	8	金	③薬物乱用防止教室(3年) 第5回学校運営協議会	○
9	金	1年スキー体験教室(菅平方面)	○	9	土		○
10	土		○	10	日		○
11	日	建国記念日	△	11	月		○
12	月	振替休日	△	12	火	①②③⑤⑥ 修学旅行保護者説明会(2年) 後期最終専門委員会	○
13	火	①②③⑤⑥ 学年末テスト1日目(3年)	○	13	水	①+卒業式予行+卒業式予行+⑤⑥ 4h職業人から話を聞く会(1年)	○
14	水	志願先変更期間	○	14	木	②④⑤⑥ 卒業式準備 わかくさ学級校外学習	×
15	木	後期第4回専門委員会	×	15	金	卒業証書授与式	×
16	金	学年末テスト2日目(3年)	○	16	土		○
17	土		○	17	日		○
18	日		○	18	月	①③④⑤	○
19	月	後期第4回中央委員会 県学調CBT 化体験実施 ふれあいデー	×	19	火	①②③④ 給食最終日	×
20	火	①②③④⑥⑤ 6h学力検査事前指導(3年)	○	20	水	春分の日	×
21	水	県公立高等学校学力検査	○	21	木	学活 部活動 10:00~12:00 後期中央委員会 ふれあいデー	○
22	木	県公立高等学校実技検査、面接 部活動停止期間	×	22	金	大掃除 部活動 10:00~12:00	○
23	金	天皇誕生日	×	23	土		○
24	土		×	24	日		○
25	日		×	25	月	学年集会 部活動 10:00~12:00	○
26	月		×	26	火	修了式	×
27	火		×	27	水		○
28	水		×	28	木		○
29	木	学年末テスト1日目(1、2年) 4h入学許可候補者発表事前指導(3年)	×	29	金		○
				30	土		○
				31	日		○

避難訓練～不審者対応訓練～

1月10日（水）に、不審者を想定した避難訓練を行いました。教室で教員が不審者対応のスライドを使い生徒に説明をした後、実際に不審者役の教職員が職員玄関から侵入し、教職員がさすまたで取り押さえている間に、生徒は教室のドアに机といすでバリケードをつくり、教室の窓側へと避難するという訓練を行いました。どのクラスも素早くバリケードをつくり避難することができました。

令和6年度新入生保護者説明会

1月26日（金）の午後1時45分から、令和6年度新入生保護者説明会を行いました。昨年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大のため、書面で開催していましたが、本年度は参集型で開催し、多くの保護者の方に来校していただきました。校長からのあいさつ、教育課程、生活のきまりや部活動、保健関係、集金等について説明させていただきました。



第4回学校運営協議会

1月31日（水）に第4回学校運営協議会並びに令和5年度学校関係者評価委員会が開かれました。学校運営協議会では、校長から2、3学期の学校の様子、3月に1年生で実施予定の職業人から話を聞く会について話し合いが行われました。その後、学校関係者評価委員会では教務主任から教職員による自己評価についての結果を説明し、評価委員の皆様からご質問やご意見をいただきました。学校評価の内容は後日、学校ホームページで公表させていただきます。

自転車安全教室講演会

1月26日（金）の新入生保護者説明会終了後に、瓦葺中学校校区生徒指導連絡協議会が主催となり、上尾警察署交通安全課の馬場様をお招きし、自転車安全教室講演会が開催されました。まずは、スクエアストレイトの動画を視聴し、スライドでの講演会となりました。途中で、ヘルメットのかぶり方の実演していただきました。中高生の交通事故の状況（埼玉県内）は、通学をはじめとしたさまざまな場面で自転車の利用機会が増えることに伴い自転車による交通事故も増える傾向にあります。さらに、新生活が始まる4月よりも慣れてくる5月以降および2学期が始まり再び慣れ始めて10月以降再び増加するという傾向だそうです。また、頭部の損傷による自転車乗中死亡事故が約7割を占めています。ヘルメットを着用していれば助かった命も多いようです。全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務化が叫ばれています。ぜひ、自分の命は自分で守るためにも、自転車を運転するときはヘルメットの着用をしましょう。

中学生・高校生のための交通安全講習

埼玉県警察本部交通部交通総務課

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

車道が原則

- 自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられている。そのため、歩道と車道の区別がある道路では**車道通行が原則**である。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

左側を通行

自転車は、道路の**左側の端**に寄って通行しなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（右側を通行した場合）

歩道は例外

自転車歩道通行できる「人」と「場合」

歩道通行できる人

- 児童及び幼児（13歳未満の子供）
- 70歳以上の高齢の方
- 車道通行に支障がある身体障害をもつ方

歩道通行できる場合

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合。
- 工事や駐車車両等のため車道左側を通行することが困難な場合。
- 著しく自動車等の通行量が多く、かつ、道路幅が狭いなどのために、自動車等と接触事故の危険がある場合。

歩行者を優先

歩道は歩行者優先で、車道寄りや徐行。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止しなければならない。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

5 ヘルメットを着用

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務化

頭部の損傷による自転車乗中死亡事故が約7割を占めている

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車運転者講習制度

危険行為を繰り返す自転車運転者に講習受講が義務化

信号無視や逆走、一時不停止等、特定の「15の危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

違反者の特性に応じた個別の指導を含む3時間の講習

14歳以上の自転車運転者が対象（中学・高校生も講習対象）

命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に受講しない場合 → **罰則あり**（5万円以下の罰金）

自転車保険の種類

埼玉県では自転車保険に加入しなければならない。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自分ががらして治療費等が必要な場合が発生した場合に支払われる保険。

身近な自転車保険

T Sマーク付帯保険

自転車点検整備を受けた日から、1年間有効な賠償責任と賠償責任保険がついている。1年保つと更新が必要となるので、更新する場合は、自転車安全対策上のある自転車店で再度点検を受けること。

自転車・特定小型原動機付自転車事故で問われる責任

乗り方を間違えると、人をケガさせてしまったり、命を奪ってしまうことも

刑事上の責任

- 相手や死傷させた場合、「道交法違反（致死傷）」に問われることがある。
- ※道交法違反（致死傷）は100万円以下の罰金（13歳以下を除く）

民事上の責任

- 被害者に対する損害賠償の責任を負う。
- 子供の場合は保護者が責任を負うことになる。

道義的な責任

- 被害者を見ない、誤案に謝罪する責任がある。

刑事罰を受ける上免許や資格が与えられない場合がある職業

罰金以上の刑
医師・看護師・薬剤師・栄養士
調理師等

禁錮以上の刑
教職員・弁護士・裁判官・公認会計士・建築士等